

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域からの住宅の移転を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年6月1日付国住指第888号。以下「制度要綱」という。）及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年6月1日付国住指第889号。以下「交付要綱」という。）に基づき、制度要綱イ-16-(12)-③1. 第2項第一号に定める危険住宅の移転（以下「間接補助事業」という。）を行う者（政府系金融機関又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて危険住宅に居住する親族の住宅の移転を行う者を含む。）に対し、当該間接補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費について同表の第2欄に定めるところにより算定した額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下「間接補助算定額」という。）に2分の1を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、県の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

2 本補助金の額は、次に掲げる額の合計額に4分の1（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）以下とする。

（1）間接補助算定額

（2）その市町村が間接交付に係る事務を行うのに要する経費（以下「附帯事務費」という。）の額（間接補助算定額の2.2パーセントに相当する額とする。）

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る間接補助事業について、交付要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日以降に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象額に補助率を乗じて得た額と同項第2号に掲げる額との合計（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に

対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付決定を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

	補助事業者等	間接補助事業者
第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業の中止又は廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている間接補助事業に係る仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額における間接補助事業に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して様式第5号により報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額

が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に様式第5号により報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年5月7日から施行する。

2 この改正の施行前にかけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年5月14日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成21年7月31日から施行し、平成21年6月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月21日から施行し、令和元年10月1日以降完了の補助事業について適用する。

附 則

この改正は、令和3年10月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 間接補助対象経費	2 算定基準額の算定方法
危険住宅の除却工事に要する経費	1戸当たり1,500千円、又は交付要綱附属第Ⅲ編表イ-16-(12)-1に掲げる除却工事に係る費用のいずれか低い額を限度とする。
危険住宅の除却に伴う動産移転費等に要する経費	1戸当たり975千円を限度とする。
除却等をした危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修に要する経費（資金を金融機関等から借り入れた場合であって、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする）に相当する額を上限とする）	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壤地帯、地震防災対策強化地域及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。

様式第1号（第4条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業（変更）計画書

1 事業の目的

2 間接補助事業の完了予定期日

完了予定期日 年 月 日

3 添付書類

- (1) がけ地近接等危険住宅移転事業費内訳書（危険住宅の除却等に要する経費）
- (2) " (危険住宅に代わる住宅の建設（購入及び改修を含む。）に要する経費）

- (3) 危険住宅及び移転先の位置図（がけ断面図を含む。）

- (4) 写真

- (5) 他の補助金の活用の有無 有・無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

- (6) 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源区分	区分 財源内訳	予 算 額			決 算 (見込み)
		当初議決 (予定) 年 月 日	補正議決 (予定) 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	国庫補助金 県補助金 地方債 その他の財源				
	計				

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科目	予 算 額			流用等 増△減 額	予算現 額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当初 計上額	補正 増減額	計						
(項) (目) (節)									
計									

（注） 2回目以降の変更（補正）の場合は、予算額欄の上段括弧書きでこれまでの変更（補正）額の累計額、下段に今回の変更（補正）額を記載すること

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

総合事務所長

年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった、 年度がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（昭和50年5月12日付鳥取県土木部長制定。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、収受及び使用、間接補助金の交付等に当たっては、規則及び要綱の規定のほか補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）、住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付国住指第4984-2号）及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱（平成21年4月1日付国住指第4984-3号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年度がけ地近接等危険住宅移転事業報告書

1 間接補助事業の完了期日

完了日 年 月 日

2 添付書類

(1) 補助金精算調書

(2) 図面及び写真（写真是原則として、施工前・施工後のものを添付すること。）

(3) その他

①除却等については、施工業者の請求書の写し、又は領収書の写し

②建物助成については、金融機関等からの融資契約書の写し、又はこれに代わる
証明書等

(4) 他の補助金の活用の有無 有・無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

(5) 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

様式第5号（第10条関係）

年　月　日

様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度がけ地近接等危険住宅移転事業仕入控除税額確定報告書

年　月　日 第 号により交付決定のあったがけ地近接等危険住宅移転事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第5号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法